

## 相模原市市章の使用に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市市章(昭和24年11月1日制定。以下「市章」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

### (取扱いの原則)

第3条 市章は、市を象徴するものであるため、市の尊厳を損なうことのないよう、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

### (使用申請)

第4条 市章を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる場合を除き、相模原市市章使用申請書(様式第1号)に市章を使用する事業の概要及び使用する状況が分かる資料を添えて、使用開始を希望する日の2週間前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 市が実施する事業等で使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 市職員又は市議会議員の名刺、名札等に使用する場合
- (4) 市が共催する事業において使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める場合

### (使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認する場合には相模原市市章使用承認通知書(様式第2号)により、不承認とする場合には相模原市市章使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により市章の使用を承認する場合は、必要に応じ、使用条件を付することができる。

### (使用不承認)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

- ( 3 ) 特定の政治・思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用されるおそれのある場合
- ( 4 ) 市章のイメージを損なうおそれのある場合
- ( 5 ) 定められた使用方法によって市章が使用されないおそれのある場合
- ( 6 ) 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用されるおそれのある場合
- ( 7 ) 営利目的で使用し、又は使用されるおそれのある場合(市の政策の推進、情報発信等に特に有益であると認められる場合を除く。)
- ( 8 ) 相模原市暴力団排除条例(平成 2 3 年相模原市条例第 3 1 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等並びに同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- ( 9 ) 前各号に掲げるほか、市長が不相当と認める場合  
(使用承認の変更)

第 7 条 第 5 条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が承認された内容を変更しようとする場合は、相模原市市章使用内容変更申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認する場合は、相模原市市章使用内容変更承認通知書(様式第 5 号)により使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しない場合は、相模原市市章使用内容変更不承認通知書(様式第 6 号)により使用者に通知するものとする。  
(使用承認の取消し)

第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用承認を取り消し、市章を用いた作成物の回収等の必要な措置を求めることができる。

- ( 1 ) 使用者がこの要綱に違反した場合
- ( 2 ) 使用者が虚偽の申請により承認を受けた場合
- ( 3 ) 使用者が第 5 条第 2 項に基づく使用条件に違反した場合

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合は、相模原市市章使用承認取消通知書(様式第 7 号)により使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第9条 市長は、前条の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

2 使用者が市章の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、市章を使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第5条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的に市章を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

相模原市市章使用申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり相模原市市章を使用したいので、申請します。

使用目的		
使用場所・方法	使用見本又は使用案を添付すること。	
使用内容	事業の内容、印刷物の場合は発行部数等も記載すること。	
使用開始日 又は使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		
担当者連絡先	所属・氏名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

様式第2号（第5条関係）

相模原市市章使用承認通知書

相模原市指令（広聴広報課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市市章の使用について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

使用目的	
使用場所・方法	
使用内容	
使用開始日 又は使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
担当課	広聴広報課 電話042(769)8200(直通)

様式第 2 号 ( 第 5 条関係 )( 裏面 )

相模原市市章の使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。
- 2 市が定める市章の形状等を改変しないこと。
- 3 市章を使用した成果物 ( 完成品又は写真等 ) を遅滞なく提出すること。
- 4 使用承認を受けた事項に変更が生じる場合は速やかに申請を行うこと。
- 5 相模原市市章の使用に関する取扱要綱第 8 条に定める項目に該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることがあります。
- 6 使用承認が取り消されたときは、取消しを通知した日から使用することができません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、相模原市は一切の責任を負いません。
- 7 市章の適切な使用を図るため、使用状況、使用した物件の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 8 市章に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、相模原市は一切の責任を負いません。
- 9 その他の条件

--

様式第3号（第5条関係）

### 相模原市市章使用不承認通知書

相模原市指令（広聴広報課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市市章の使用について、次のとおり不承認といたします。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

承認しない理由	
備 考	
担 当 課	広聴広報課 電話042(769)8200(直通)

様式第4号（第7条関係）

相模原市市章使用内容変更申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付相模原市指令（広聴広報課）第 号で使用承認を受けた事項について、変更したいので申請します。

	承認を受けている内容	変更する内容
使用目的		
使用場所・方法		使用見本又は使用案に変更がある場合は添付すること。
使用内容		事業の内容、印刷物の場合は発行部数等に変更がある場合は記載すること。
使用開始日 又は使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
変更の理由	/	

担当者 連絡 先	所属・氏名		
	電話番号		
	ファクス番号		
	Eメール		





様式第7号（第8条関係）

## 相模原市市章使用承認取消通知書

相模原市指令（広聴広報課）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付相模原市指令（広聴広報課）第 号で通知した相模原市市章使用承認通知書については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎

取消しの理由

備考

担当課

広聴広報課  
電話042(769)8200（直通）